

平成 29 年 11 月 15 日



各 位

会 社 名 株式会社テクノメディカ
代表者名 代表取締役社長 實吉 政知
(コード：6678、東証第1部)
問合せ先 取締役 経営管理本部長 萩原 一志
(TEL. 045-948-1961)

当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟および判決に関するお知らせ

当社は、当社元取締役に対して損害賠償請求訴訟を行い、本日付にて横浜地方裁判所より判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日

裁判所：横浜地方裁判所

年月日：平成 29 年 11 月 15 日

2. 訴訟の内容と経緯

平成 29 年 3 月 30 日付「当社元取締役による不正行為に関するお知らせ」および平成 29 年 5 月 15 日付「当社元取締役による不正行為の調査結果に関するお知らせ」にてお知らせの通り、当社元取締役が過去に当社口座から不正に現金を引き出し、着服していたことが判明いたしました。

特別な利害関係を有さない外部専門家による調査協力を得て調査を実施した結果、当該行為は、記録が保管されている平成 18 年 10 月以降、平成 25 年 11 月まで行われていたことが確認されており、不正に引き出された金額の合計は 155 百万円を下らないと認められております。

この調査結果を受けて、当社は不正行為を行った元取締役に対し、不正に引き出されたことが明らかである金員 155,757,010 円に加え、当該元取締役の取締役退任時に支給した退職慰労金 28,980,000 円および民法所定の遅延損害金の支払を求める訴訟を提起いたしました。

3. 判決の内容

- (1) 被告（元取締役）は、原告（当社）に対し、155,757,010 円およびこれに対する平成 25 年 11 月 25 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え
- (2) 被告（元取締役）は、原告（当社）に対し、28,980,000 円およびこれに対する平成 25 年 10 月 2 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え
- (3) 訴訟費用は被告（元取締役）の負担とする
- (4) この判決は仮に執行することができる

4. 今後の見通し

今後、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上